

平成21年度食の安全・安心対策主要事業一覧

【基本指針 4】

4 安全・安心な食品の流通の監視を充実強化します。

県内で流通する食品について、製品検査等による安全確保ならびに適正表示の指導などの施策を通じて、県民に食の安全・安心を提供します。

【重点項目】

**食品表示の適正化の推進
流通食品の監視指導や食品検査の強化**

事項名	実施概要	課名	備考
地方消費者啓発等推進事業	不当景品類及び不当表示防止法に基づく過大な景品類や不当表示の監視、立入調査、事業者の指導を行う。 ・ 表示監視等調査・指導事業	県民生活課	
病原性大腸菌O157検査事業	学校給食従事者、食品関連業者等に対し、O157等食中毒菌の定期的な検便を実施することにより、集団発生予防を図る。	健康増進課	
一般防疫対策事業 (保菌検査事業費)	学校給食従事者、食品関連業者等が赤痢菌等の検便検査(任意)を行うことにより、集団発生防止を図る。	健康増進課	
食品等検査事業	食品衛生法に基づく収去検査を行い、違反食品等を排除し、安全な食品の販売を確保するとともに、O157等による食中毒予防のための総合的な対策を図るための食品検査を実施するとともに、残留農薬検査機器の整備を図る。	薬務衛生課	
輸入食品検査体制整備事業	FAZ構想の推進により輸入業者からの輸入食品の検査に対する需要増加に対応するための検査体制を整備する。	薬務衛生課	
食品衛生監視機動班事業 (再掲)	食品の安全性を確保するため、食品衛生監視機動班等が食品営業施設の監視指導並びに食品中の添加物等の収去検査を実施する。	薬務衛生課	
食の安全・安心推進事業 (再掲)	消費者の関心が高い遺伝子組換え食品の簡易検査を行い、消費者の不安を解消する。 ・ 遺伝子組換え食品等の検査	薬務衛生課	
食品衛生調査費	日常の食事を介して、どの程度の量の農薬を摂取しているかを把握し、食品残留農薬の安全性を確保するための調査を行う。	薬務衛生課	
食品表示適正化推進事業 (再掲)	JAS法に基づく食品表示の監視、調査、指導を行うとともに、業界団体等における表示の指導者養成の講習会や出前講座を開催し、不適正表示の再発防止及び食品表示制度の普及啓発を図る。	ブランド戦略課	
植物くん蒸所管理運営事業	輸入植物をくん蒸消毒するため松山港に整備した愛媛県植物くん蒸所の管理運営を指定管理者に委任する。	産業政策課	